

新ヨーロッパ・スポーツ憲章 改定案と現状版の比較（条項別の改定ポイント）

改定案第2版 目次	現状版との比較
<p>Preambles 前文</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前文では、本文に入る前に念頭におくべき文書・条約・勧告、憲章に関する前提条件や留意点、欧州評議会加盟国や欧州評議会事務局への本勧告の扱いなどが羅列されている。 ・全体の構成は現状版と似通っているが、内容には1992年以降に国際／欧州レベルで合意・策定された条約や勧告も多く含まれており、2015年の国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）に関しても、その取組を前進させるためにスポーツが貢献できると言及されている。 ・また現状版では、欧州評議会加盟国の政府に対して本憲章を「各スポーツ団体」に共有して方針策定に活用するように働きかけることと記載されていたが、改定案では各スポーツ団体の部分が「必要なステークホルダー」に置き換わっており、本憲章を取り入れるべき対象をより広げて働きかけることを呼びかけている。 ・同じく加盟国の政府に対して新たに求める点として「本憲章の導入状況をモニタリングするための情報とデータの整備と提供」が追加されている。
<p>A. Introductory provisions (A. 導入規定)</p>	
<p>Article 1 - Aim of the Charter 第1条 憲章の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状版ではスポーツ振興の価値を「人間の発達における重要な要因である」と記載していたが、改定案では「個人・社会それぞれに対して多様な価値をもたらす（特に公衆衛生・インクルージョン・教育の分野）」としており、さらに「欧州評議会の活動の柱でもある人権・民主主義・法の支配を守り、推進するものである」と記載している。 ・改定案第2版では本憲章の目的は上述のような価値を持つスポーツを振興するために各国政府が適切なスポーツ法規制や政策を設計・導入できるようにガイドすることであると記載している。 ・本憲章の目的を達成するためには「個人はだれしもスポーツに参加することができるようにすること」を第1項にあげている点は現状版と同様だが、特に強調すべき点として「スポーツの開発は常にインクルーシブであるべきで、定期的な評価が行われるべき」という点が新たに追加されている。 ・また「すべての人がそのスポーツの競技水準を高め、個人の定めた到達水準、あるいはまた一般に認められた古道な水準にまで究める機会を保証すべき」という点に関しては現状版と同様だが、改定案第2版はそれを「倫理的に、公平にかつ責任ある形で行うべき」という文言が追加されている。 ・また現状版では「スポーツ及びスポーツ選手を、政治、商業、金銭上の弊害から守り、薬物乱用、セクシャル・ハラスメント、子どもや青少年、女性の虐待などスポーツ界の不正かつ品位を低下させる風潮を抑えることによって、スポーツの道徳的倫理的基盤とスポーツに関与する人びとの尊厳と安全を守り、高めていく」と記載されていた第2項については、改定案ではすべての前提となるスポーツの価値を守るために重要な点として「スポーツに携わるすべての人の人権の保護」、「倫理観や行動規範の発展」、「スポーツ団体、競技大会、参加者のインテグリティ」、「持続可能な開発の原則に沿ったスポーツ活動」があげられている。
<p>Article 2 - Definition and Scope of the Charter 第2条 憲章の定義及び範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項で示されている「スポーツ」の定義には大きな変更はない。 ・第2項に示された本憲章が補完する協定に関しては、2001年以降に制定された協定がいくつか追加されている。 ・第3項には「本憲章に示すいくつかの条項については、政府・非政府を問わず、スポーツ関連当局／団体に委託される可能性がある」という点が追加されており、本憲章の導入に責任を持つのが政府だけに限らないことを示している。
<p>B. Stakeholders (B. ステークホルダー)</p>	
<p>Article 3 - Public Authorities 第3条 公共機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改定案で新たに追加された条項である。 ・これまではスポーツ振興活動を補佐する役割を担うとだけ記載されていた公共機関の役割を詳細に記載している。 ・第1項で公共機関の主な役割は引き続きスポーツ振興活動と商業活動の補佐にあるとした上で、スポーツ推進の枠組みを整え、必要に応じて法規制を整備することとしている。またスポーツ政策の策定と管理の段階で本憲章を導入して、法による支配とグッド・ガバナンスの原則の導入を追求していく必要があるとしている。 ・第2項では、公共機関同士の「横の連携（Horizontal co-ordination）」と「縦の連携（Vertical co-ordination）」が重要であるとしており、横の連携としてはスポーツ関連省庁だけではなく、教育、保健、社会福祉、文化、都市計画、法務、人権問題や児童保護、警察、賭博規制、環境、開発などあらゆる分野の機関と連携する必要があるとしており、縦の連携に関しては中央官庁だけではなく、草の根レベルのスポーツ振興において重要な役割を担う地方公共団体との連携が重要であると記載している。
<p>Article 4 – Sports Movement 第4条 スポーツ振興活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状版の「第3条 スポーツ振興活動 (Article 3 Sports Movement)」と内容はほぼ同じである。 ・第4項に「スポーツ振興活動がエンターテインメント市場として収益を得る場合、その組織はトップスポーツから草の根スポーツまで財政的な連帯に取り組む必要がある」という点が新たに追加されている。

新ヨーロッパ・スポーツ憲章 改定案と現状版の比較（条項別の改定ポイント）

改定案第2版 目次	現状版との比較
<p>Article 5 – Corporate and professional sector 第5条 企業とプロスポーツ部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改定案で新たに追加された条項である。 ・企業とプロスポーツ部門もスポーツの発展において重要な役割を担うものとして、それぞれとの対話や連携が重要であるとしている。（スポーツ関連活動、イベント、競技大会、スポーツグッズの製造、スポーツ栄養学の分野、施設の建設、サービス部門、メディアなどの分野を例示している） ・各国政府に対しては、企業やプロスポーツ部門などをスポーツ界におけるイノベーションのドライバーとして認識した上で、関連する法規制や人権の保護に関する国際的な協定・勧告に賛同してもらい、それを採用してもらうことが重要であるとしている。 ・またスポーツ振興活動との連携の場面では、企業やプロスポーツ部門が得た利益をスポーツ界にもきちんと還元するようなスキームに参加してもらることが重要であるとしている。
<p>C. Values-based sport (C. スポーツの価値)</p>	
<p>Article 6 – Human Rights 第6条 人権</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改定案で新たに追加された条項である。 ・スポーツに携わるすべてのステークホルダーが国際的に認められている人権とそれに基づく基本的な自由を尊重・保護して、必要な仕組みを自らの事業や活動に取り入れることを記載されている。 ・第2項にはより具体的に「アスリートの人権の保護」、「男女平等の実現」、「暴力や差別の根絶」などが記載されている。また招致活動、計画段階、イベント終了後のレガシー創出など、スポーツイベント開催のすべてのライフサイクルにおける人権への配慮についても記載されている。
<p>Article 7 – Education in values through sports ethics 第7条 スポーツ倫理を通じた学びの価値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改定案で新たに追加された条項である。 ・スポーツを通じて学ぶことができる倫理観「スポーツ倫理 (sports ethics)」の重要性について記載されている。 具体的には、スポーツ倫理は単なる行動規範ではなく考え方や価値観であり、スポーツが持つインテグリティ、公平、誠実、チームの精神、法の支配への尊敬、環境への配慮、自分と他人への配慮、コミュニティの意識、我慢強さ、結束など、素晴らしい価値のベースとなるものであり、人権や持続可能性への配慮にもつながると記載している。 ・第2項では、スポーツ倫理はスポーツ活動のすべての側面で推進されるべきものであり、スポーツ倫理の認知度を高めて、継続して学ぶための機会を用意する必要があると記載している。 ・第3項では、スポーツ活動に参加しながらスポーツ倫理を学ぶことで、人々は成長して、公平性・チームワーク・平等・規律・インクルージョン・他者への尊敬・インテグリティなどの価値観を身につけることができると記載しており、スポーツ活動以外の場面でも、倫理的な行動をとることができるようになるという点の重要性を強調している。
<p>Article 8 – Integrity 第8条 インテグリティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改定案で新たに追加された条項である。 ・スポーツインテグリティに関して記載されており、スポーツインテグリティについては個人・競技・組織のすべてのレベルにおいて維持されなければならないとされている。 ・具体的には、すべてのスポーツ参加者（特に子ども・若者）を暴力・ハラスメント・虐待から守ること、単に競技ルールを守るといった形でのフェアプレーを超える公平性を求めること（ルールの下でのアンフェアな行動、八百長行為、ドーピングなどの根絶も含む）、透明性・インテグリティ・民主主義・結束などの原理原則に基づいたガバナンス整備を奨励することなどが記載されている。 ・スポーツインテグリティを推進するためには、複数のステークホルダーとの連携が不可欠であり、不正を摘発しようとするものや自由なメディアを支援し、人権の問題に目を配り、教育や周知啓発に投資を行い、自らも監視される状況を作り出した上で、ジェンダーや年齢による差別を無くしていくことが必要になると記載されている。
<p>Article 9 – Sustainability 第9条 持続可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状版にも「第10条スポーツと環境保全 (Article 10 Sport and Sustainable development)」という条項が存在しているが、現状版では主に自然環境への配慮を定めていた。 しかし改定案では国連のSDGsの影響もあってか、持続可能性 (Sustainability) をより広範にとらえており、環境の面だけではなく、社会的・経済的な持続可能性を守る必要があると記載している。 ・特に注意すべき点として、スポーツ活動やイベントの開催を計画・実行・評価する際の配慮、拡大を続けるスポーツグッズの消費における環境面への配慮、屋内外でスポーツ活動を行う際の配慮、施設保有者が自社施設が環境や社会に与える影響への配慮、大規模スポーツイベント開催にあたっての長期的なレガシー創出（特に多大な予算を費やして整備してインフラのイベント終了後の活用方法やイベント終了後のスポーツ参加率への影響）が記載されている。 ・第2項には、スポーツに携わるすべてのステークホルダーは気候変動が社会全体とスポーツにもたらす悪影響について認識して、温室効果ガスの排出量を最小化するように努める必要があると記載されている。

新ヨーロッパ・スポーツ憲章 改定案と現状版の比較（条項別の改定ポイント）

改定案第2版 目次	現状版との比較
D. Sport for all (D. スポーツ・フォー・オール)	
<p>Article 10 – Right to Sport 第10条 スポーツを楽しむ権利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改定案で新たに追加された条項である。 ・第1項ではスポーツをすることは全人類が持つ基本的な権利であるとしており、スポーツに打ち込める安全な環境にアクセスできることは誰も奪うことができない権利であると記載している。 ・第2項では人種、肌の色、言語、性的志向、宗教、政治的な考え、出身地などの要素のいずれによってもスポーツへの参加やスポーツ施設へのアクセスを断られたり、差別を受けたりすることはあってはならないと記載している。 ・第3項ではスポーツをする権利を守るためのより具体的な推奨事項として、全員にスポーツや体育を通して必要な能力を学ぶことができる機会を与える、体育やスポーツを通して自分の体力を向上させ、その能力に見合った成功を積み重ねる機会を与える、子どもや若者（特に未就学児など）・高齢者・障がいを持つ人たちにもそれぞれに必要な学びの場やスポーツ活動の環境を用意する、すべての人がスポーツに参加する機会を設けるために障がいを持つ人たちが必要とする場合は追加の施設や設備を用意する、地方のスポーツクラブがスポーツ・フォー・オールを実現するために必要な環境を整備できるように適切な法整備や仕組みを用意するなどが記載されている。
<p>Article 11 – Building the foundations of sport practice 第11条 スポーツ基盤の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状版の「第5条 スポーツ基盤の形成 (Article 5 Building the Foundation)」と内容は同じである。 ・青少年の体力の向上、基礎的なスポーツ技術の習得、スポーツ実施を促進するための必要な対策を講じるべきであると記載されている。
<p>Article 12 – Developing participation 第12条 参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状版の「第6条 参加の促進(Article 6 Developing participation)」と内容はほぼ同じである。 ・参加の目的を問わず、スポーツ参加を促すことの重要性について記載している。ほぼ現状版と同じ文面だが、具体的な施策の中で現状版では人びとにスポーツ参加を呼びかける役割として「資格のあるインストラクター、指導者、アニマトゥール（フランスの社会教育・生涯教育において一般市民の指導・補佐を務める職業およびボランティア）」と記載しているが、改定案では「ボランティアもしくはプロとして、資格のあるコーチ、トレーナー、スタッフ」と記載している。
<p>Article 13 – Improving performance 第13条 競技力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状版の「第7条 競技力の向上(Article 7 Improving Performance)」と内容はほぼ同じである。 ・現状版において「高度なレベルのスポーツ活動に関しては、関係スポーツ団体の協力のもとに、適切かつ特別な方法で支援し」と記載されている箇所について、改定案では「関係スポーツ団体の協力のもとに」という文言が削除されている。 ・また現状版では競技力の向上のための支援として挙げられていた「スポーツ医科学による支援と監督指導（ケア）」に関して、改定案では「道徳的規範に則ったスポーツ医科学による支援と監督指導（ケア）」と追記されている。
<p>Article 14 – Supporting top level and professional sport 第14条 トップレベル及びプロ・スポーツへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状版の「第8条 トップレベル及びプロ・スポーツへの支援(Article 8 Supporting Top level and Professional Sport)」と内容はほぼ同じである。 ・トップレベル及びプロ・スポーツの選手に対する支援の在り方やプロスポーツの組織および運営に関して記載されている。 ・現状版では顕著な資質を発揮するスポーツ選手に対して望まれる支援の方法に関して「スポーツ団体と協力してその方法を検討する必要がある」と記載されているが、改定案では「スポーツ団体と協力して」という部分が削除されている。 ・また第2項のプロスポーツの組織及び運営に関する記載においては、対象範囲の中にスポーツエンターテインメント産業が含まれること、法的資格を持つだけでなく適切なガバナンス体制が取られている組織であること、スポーツ選手の代表との対話を重視すること、スポーツ選手が経済的に自立可能であることなどが新たに追記されている。

新ヨーロッパ・スポーツ憲章 改定案と現状版の比較（条項別の改定ポイント）

改定案第2版 目次	現状版との比較
E. Means (E. 手段)	
Article 15 – Facilities and activities 第15条 施設及び活動	<ul style="list-style-type: none"> 改定案の第1項・第2項は、現状版の「第4条 施設及び活動 (Article 4 Facilities and Activities)」の第3項・第4項の内容とほぼ同じである。 改定案では、第3項としてスポーツイベントの主催者やスポーツ施設のオーナーが安全・安心に関する責務を効果的に果たすことができるように明確な枠組みの提供と必要な整備を行うことが追記されている。
Article 16 – Human Resources 第16条 人的資源	<ul style="list-style-type: none"> 現状版の「第9条 人的資源(Article 9 Human Resource)」の一部と内容が同じである。 現状版の第1項では「スポーツ振興のすべての側面を担う指導者の資格及び学位 (diplomas) を与えるために、適切な機関による研修養成コースの開発が奨励される」と記載されているが、改定案ではスポーツ振興のすべての側面という部分に関して人権、倫理、インテグリティ、持続可能性なども含むべきであると記載されている。 また現状版では「そのような研修コースは、各種、各レベルのスポーツ・レクリエーション参加者のニーズに合致し・・・」という記載があるが、改定案では、その部分に加えて「性別を問わずすべての参加者のニーズに合致」と記載されている。 現状版の第2項では「スポーツ活動の指導や監督に関わる者は、彼らが責任を負う人びとの安全と健康の保持に特に留意した適切な資格をもたなければならない。」と記載されているが、改定案では安全や健康の保持だけではなく、倫理観、インテグリティ、人権が適切に守られていることについても注意を払う必要があると記載されている。 さらに改定案では第3項が追加されており、ボランティアスタッフの重要性について記載されている。ボランティアスタッフが適切な研修と管理を受けてスポーツに携わることで、スポーツの発展と人びとのスポーツ参加にかけがえのない貢献をもたらす可能性があり、ボランティアスタッフの採用、トレーニング、リテンションは非常に重要であり、ボランティアの重要性の普及啓発やボランティアを指導するコーチの育成支援などによって、今後も推奨されていくべきと記載されている。
Article 17 – Information and research 第17条 情報及び研究活動	<ul style="list-style-type: none"> 現状版の「第11条 情報及び研究活動(Article 11 Information and Research)」の一部と内容が同じである。 現状版では「スポーツ関連の情報収集と伝達のための適切な組織と手段を開発する」と記載されているが、改定案では特にデジタル化の反映やその他の新たな技術のスポーツ分野での活用を含むべきであると記載している。 また現状版では「スポーツに関するあらゆる分野の科学的研究を推進する」と記載されているが、改定案ではこの部分に加えてスポーツが健康、倫理、ガバナンス、今後のトレンドなどに与えるポジティブな影響、ネガティブな影響、双方に関する科学的研究を推進すると追記されている。
Article 18 – Finance 第18条 財源	<ul style="list-style-type: none"> 現状版の「第12条 財源(Article 12 Finance)」の一部と内容が同じである。 現状版では「本憲章の目標及び誓約を遂行するため」、「公共基金（中央、州（県）、市町村レベルでの）からの適切な支援と財源」と「公共並びに民間の両面からの財政援助（スポーツ部門それ自体による財源の創出も含まれる）」が記載されている。改定案では公共基金に関して「宝くじ基金の投入、政府予算の割り当て、免税や減税、土地・建物の貸し出し」など、より具体的な手法を例示している。 またスポーツイベントに対する公的な資金援助に関して新たな項目が追記されており「そのイベントが必要な環境面のスタンダードにそっており、持続可能な経済的・社会的な利益をもたらすことができれば、スポーツイベントの持つポテンシャルを発揮して社会に良い影響を与え、人びとからの支持も得られる」と記載している。
Article 19 – Domestic and international co-operation 第19条 国内及び国際協調	<ul style="list-style-type: none"> 現状版の「第13条 国内及び国際協調(Article 13 Domestic and International Co-operation)」の一部と内容が同じである。 現状版の第1項では「本憲章の目的を達成するために、中央、州（県）、市町村レベルにおいて、スポーツ事業に関係する公共諸機関の間及び公共と民間部門間での、スポーツの発展と振興のために足並みをそろえる適切な連絡調整機関が存在しない場合には、そのような機関を開設する。これらの連絡調整機関は、教育、保健、社会福祉、都市並びに国土計画、環境、芸術などのレジャー事業の領域にみられる政策決定や計画についても留意し、スポーツが社会的文化的発展に不可欠であることを保証する」と記載されている。改定案では、連絡調整が必要な組織をシンプルに「様々なステークホルダー」と記載している。 また現状版では「スポーツが社会的文化的発展に不可欠である」と記載していたが、改定案ではスポーツは「我々の社会がウェルビーイング（肉体的・精神的・社会的にすべてが満たされた状態）であるための構造的な要素である」としている。 現状版の第2項では「本憲章の目的遂行のためにはまた、ヨーロッパ及び国際レベルでの協調が必要とされる」と記載しているが、改定案では国際連携は「グローバル及び大陸間レベル」での協調が必要になると記載している。さらに適切な国際協調のためには、好事例、教育プログラム、能力開発、アドボカシー、公約の内容、適切な管理指標、有効なモニタリング・評価ツールなどに関する情報交換が有効であると記載している。

新ヨーロッパ・スポーツ憲章 改定案と現状版の比較（条項別の改定ポイント）

改定案第2版 目次	現状版との比較
<p>F. Final provisions (F. 最終規定)</p> <p>Article 20 – Support and follow-up to the implementation of the Charter 第20条 本憲章の導入支援とフォローアップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改定案で新たに追加された条項である。 ・各国のステークホルダーが本憲章の導入を今後どのように支援し、フォローアップしていくかについて記載している。 ・第1項では、欧州評議会及びその他の国際機関はスポーツを戦略や行動計画の中心に配置して、その価値を推進すべきであると記載している。 ・第2項では、本憲章の導入を推進していくためには、関係するステークホルダーを巻き込み、その方針・戦略・プログラムを通じて本憲章の導入を誓約してもらう必要があると記載している。 ・第3項では、欧州レベルの具体的な活動について記載している。本憲章の導入を支援して、その進捗状況を評価するプロセスを整備することが重要であるとしており、特にスポーツが与える健康、インクルージョン、教育に対する良い影響を確認し、スポーツが持っているポテンシャルを発揮して、素晴らしい市民社会、人権を守ろうとする文化、法による支配、民主的なガバナンス、持続可能な社会、スポーツインテグリティの維持に貢献していることを担保していくことが重要であると記載している。 ・欧州評議会のスポーツに関する拡大協定（EPAS）は本憲章の導入を促進して、それを評価していく役割を担っていくべきとしており、具体的には情報や事例の共有、本憲章に関連するテーマに関する意見交換の場の提供、本憲章の導入の進捗に関する情報の収集と発信、本憲章の導入支援や推進に関する多国間または特定の国における定期的な活動の実施を記載している。

※「現状版との比較」においては、「スポーツ白書2010 - スポーツ・フォー・オールからスポーツ・フォー・エブリワンへ」（笹川スポーツ財団）に掲載されている「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」（訳：池田勝）を参考にしている

※2 赤字で記載している条項は改定案第2版にて、新たに追加されている条項となっている